

第61期 中間決算公告

自 令和 8 年 1 月 1 日
至 令和 8 年 6 月 30 日

東京都千代田区丸の内3-4-1(新国際ビル)
株式会社ハナ銀行 在日支店
日本における代表者 鄭 奉奎

中間貸借対照表

令和 8 年 6 月 3 0 日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	99,843	預渡性預金	57,415
コ－ル口－ン		コ－ルマネ－	
買現先勘定		売現先勘定	
債券貸取引支払保証金		債券貸取引受入担保金	
買入手形		売渡手形	
買入金銭債権		コマーシャル・ペーパー	
商品有価証券		借 用 金	2,000
金銭の信託	10,603	外 国 為 替	1,413
有価証券	215,188	そ の 他 負 債	3,213
貸出国為替	6,895	未払法人税等	566
その他の資産	1,803	未払費用	1,144
前払費用	51	前受収益	491
未収収益	729	先物取引受入証拠金	272
金融派生商品	561	金融派生商品	266
リース投資資産		リ－ス債務	
その他の資産	460	資産除去債務	
有形固定資産	117	その他の負債	471
無形固定資産	219	賞 与 引 当 金	
前払年金費用		退職給与引当金	156
繰延税金資産		睡眠預金払戻損失引当金	2
支払承諾見返	4,509	その他の引当金	102
貸倒引当金	△ 1,956	特別法上の引当金	
本支店勘定	11,501	金融商品取引責任準備金	
本 店	10,944	繰延税金負債	
在 日 支 店	507	支 払 承 諾	4,509
在 外 支 店	49	本 支 店 勘 定	275,944
		本 店	268,886
		在 日 支 店	552
		在 外 支 店	6,505
		小 計	344,759
		持 込 資 本 金	3,139
		中間繰越利益剰余金	827
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
合 計	348,726	合 計	348,726

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 評価後、その他有価証券評価差額金参入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法 | 定率法 |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 | 期末のTT仲値 |
| ④ 貸倒引当金の計上方法 | 債権分類に応じた比率に基づき計上 |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法 | 期末要支給額の100% |
| ⑥ リース取引の処理方法 | 経費処理 |
| ⑦ ヘッジ会計の方法 | 該当無 |
| ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 該当無 |
| ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価会計 |
| ⑩ 収益の計上方法 | |

顧客との契約に基づく主な履行義務の内容：預金業務、貸出業務、為替業務、輸出入業務等の各種サービスの提供

-ATM利用手数料（預金業務）、融資取扱手数料（貸出業務）、外国送金手数料（為替業務）、輸出手形買取手数料

（輸出入業務業務）等については取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして 収益を認識。

-貸出業務のうちシンジケート・ローン関連の手数料等、貸出期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識。

- | | |
|------------------|-----|
| ⑪ その他採用した重要な会計方針 | 該当無 |
|------------------|-----|

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している

場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

該当無

(4) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

1. 金融商品の時価の算定方法等

・満期保有目的債券 当該債券は取得原価をもって貸借対照表額としております。

・投資事業組合への出資 当中間会計期間に新たに拠出した取引であり、貸借対照日時点において評価未実施であるため、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

2. 時価等に関する内訳の省略について

当貸借対照表日における満期保有目的の債券および投資事業組合への出資については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に

関する規則第8条の7第1項第2号および第4号に定める差額（貸借対照表計上額が時価または取得原価を超えるもの及び超えないもの）に該当する事項がないため、金融商品の時価等に関する内訳の記載を省略しております。

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することです。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

該当無

(6) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第225条に規定する事項

該当無

(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第222条（ただし、同条において準用する同令第8条の7第4項

を除く。）に規定する有価証券に関する事項

・満期保有目的債券 10,000百万円 ・投資事業組合への出資 603百万円

なお、上記はいずれも同令第8条の7第1項第2号及び第4号に定める、貸借対照表日における貸借対照表計上額と時価、もしくは取得原価との差額を記載すべき区分（貸借対照表計上額が時価、もしくは取得原価を超えるもの及び超えないもの）に該当する事項がないため、有価証券の時価等に関する内訳の記載を省略しております。

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権： 20百万円

危険債権： 0百万円

三月以上延滞債権： 17百万円

貸出条件緩和債権： 353百万円

合計額： 391百万円

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

該当無

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

該当無

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

該当無

(12) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条に

規定する企業結合に関する事項

該当無

(13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第232条、第233条及び第235条に規定する事業分離に関する事項

該当無

(14) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証

債務の額

該当無

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

該当無

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについ

ては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間損益計算書

令和 8 年 1 月 1 日から
令和 8 年 6 月 3 0 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益	9,910	経 常 利 益	1,360
資 金 運 用 収 益	4,025	(又 は 経 常 損 失)	
（うち貸出金利息）	3,331	特 別 利 益	
（うち有価証券利息配当金）	60	特 別 損 失	
（うち預け金利息）	462		
（うち本支店為替尻受入利息）	119	税 引 前 中 間 純 利 益	1,360
役 務 取 引 等 収 益	472	(又は税引前中間純損失)	
そ の 他 業 務 収 益	5,344	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	533
そ の 他 経 常 収 益	67	法 人 税 等 調 整 額	
		法 人 税 等 合 計	533
経 常 費 用	8,549	中 間 純 利 益	827
資 金 調 達 費 用	2,693	(又 は 中 間 純 損 失)	
（うち預金利息）	285	繰 越 利 益 剰 余 金 (当期首残高)	1,168
（うち本支店為替尻支払利息)	2,396	本 店 へ の 送 金	1,168
役 務 取 引 等 費 用	54	(本 店 か ら の 補 填 金)	
そ の 他 業 務 費 用	5,105	中 間 繰 越 利 益 剰 余 金	827
営 業 経 費	542		
そ の 他 経 常 費 用	153		

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 直接経費（派遣職員給与等） | 該当なし |
| (2) 間接経費割当額 | 195 百万円 |

- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。
- 5 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。
 - (1) 当該中間会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該中間会計期間及び当該中間会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
 - (1) から (3) までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1) 及び (3) に掲げる事項の記載を要しない。
 - (2) に掲げる事項が中間連結損益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。
 - (2) 及び (3) に掲げる事項について、前事業年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。